

福岡市情報公開審査会運営要領

(平成14年6月13日付け審査会議決)

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、福岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審査請求審議の手続)

第2条 審査会は、条例第20条第1項の諮問を受けたときは、条例第28条第1項及び第4項の規定により、実施機関に対し、相当の期間を定めて、条例第11条第1項又は第2項の決定に係る公文書（以下「対象公文書」という。）の提示及び当該決定の理由等を弁明した書面（以下「弁明意見書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、対象公文書の提示を求める場合において、当該対象公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しの提示を求めるものとする。

2 審査会は、弁明意見書の提出があったときは、条例第30条第2項の規定により、審査請求人及び参加人にその写しを送付して内容を通知するとともに、条例第28条第4項の規定により、相当の期間を定めて、当該弁明意見書に対する審査請求人の反論等を記載した書面（以下「反論意見書」という。）の提出を求めるものとする。

3 審査会は、反論意見書の提出があったときは、条例第30条第2項の規定により、実施機関にその写しを送付して内容を通知する。

4 審査会は、審査請求人等から意見書（弁明意見書及び反論意見書を除く。）の提出があったときは、前2項の規定に準じてこれを取り扱うものとする。

5 審査会は、審査請求人等から資料の提出があったときは、条例第30条第2項の規定により、審査請求人等（当該資料を提出したものを除く。）に当該資料の概略を記載した書面を送付して内容を通知する。

6 審査会は、対象公文書に市以外の第三者に関する情報が記録されているときは、条例第28条第4項の規定により、必要があると認めるときは、口頭又は書面により、当該第三者から意見を聴取するものとする。

7 条例第29条第1項の規定により口頭で意見を述べることのできる者の数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(会議の公開)

第3条 審査会の会議は公開とする。ただし、会議が条例第26条第4項又は第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とする。

2 審査会の会議の傍聴に係る手続その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に審査会が定める。

(議事録)

第4条 審査会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(提出意見書等の閲覧等)

第5条 条例第32条第1項の審査会に提出された意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧又は複写の求めは、書面によるものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項の記載を求めるものとする。

(1) 意見書等の閲覧又は複写を求めるものの住所、氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先

(2) 閲覧又は複写の申込みに係る意見書等の名称又は内容

(3) 閲覧又は複写の区分

3 前2項の規定により書面の提出があった場合において、閲覧又は複写の諾否に係る審査会の回答は、会長が行うものとする。ただし、特に必要があると認めた場合は、審査会の会議に諮ってこれを決する。

- 4 前項の回答は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。
- (1) 意見書等の閲覧又は複写を求めるものの住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 閲覧又は複写の申込みに係る意見書等の名称又は内容
 - (3) 決定の内容
 - (4) 閲覧又は複写に応じる場合は、その日時及び場所
- 5 条例第32条第2項の日時及び場所に係る審査会の指定は、情報公開室長が行うものとする。ただし、特に必要があると認めた場合は、審査会の会議に諮ってこれを決する。

(答申の公表)

第6条 条例第33条の規定による答申の内容の公表は、市長室情報プラザ内に配架する方法及び福岡市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

附 則

この要領は、平成元年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。